

(仮称) 秋田向浜ウインドファーム事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成25年5月

エコ・パワー株式会社

株式会社秋田ウインドパワー研究所

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	11

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月28日（木）

(2) 公告の方法

① 平成25年3月28日（木）付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

・秋田魁新報（朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・自治体（秋田県、秋田市）ホームページ及び当社ホームページへ掲載した。

[別紙2-1～2-3参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎等6箇所、当社事業所1箇所の計7箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎等

秋田市本庁舎（秋田市山王一丁目1-1）

西部市民サービスセンター（秋田市新屋扇町13-34）

北部市民サービスセンター（秋田市土崎港西五丁目3-1）

河辺市民サービスセンター（秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2）

雄和市民サービスセンター（秋田市雄和妙法字上大部48-1）

秋田市環境部庁舎（秋田市寺内蛭根三丁目24-3）

株式会社秋田ウインドパワー研究所（秋田市山王臨海町3-31）

② 事業者の事業所

エコ・パワー株式会社（東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング）

株式会社秋田ウインドパワー研究所（秋田市山王臨海町3-31）

③ インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

[別紙2-3参照]

(4) 縦覧期間

平成25年3月28日(木)から平成25年4月30日(火)までとした。

各施設における閲覧は平日の9時から17時までとした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総数	1名(縦覧者記録用紙記載者数)	[別紙3参照]
・秋田市本庁舎	0名	
・西部市民サービスセンター	0名	
・北部市民サービスセンター	1名	
・河辺市民サービスセンター	0名	
・雄和市民サービスセンター	0名	
・秋田市環境部庁舎	0名	
・株式会社秋田ウインドパワー研究所	0名	

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を自主的に開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

(1) 開催日時

平成25年4月18日（木） 18時00分～20時00分

(2) 開催場所

西部市民サービスセンター(秋田市新屋扇町一三-三四)

(3) 来場者数

3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月28日（木）から平成25年5月14日（火）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法 [別紙5参照]

- ① 縦覧場所及び説明会に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

①縦覧場所における縦覧者数及び意見書数	(縦覧者数)	(意見書数)
・秋田市本庁舎	0名	0通
・西部市民サービスセンター	0名	0通
・北部市民サービスセンター	1名	0通
・河辺市民サービスセンター	0名	0通
・雄和市民サービスセンター	0名	0通
・秋田市環境部庁舎	0名	0通
・株式会社秋田ウインドパワー研究所	0名	0通

②説明会における来場者数及び意見書数 ・西部市民サービスセンター	(来場者数) 3名	(意見書数) 0通
③当社への郵送により意見書数	(意見書数) 0通	

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は0件であった。

日刊新聞紙に掲載した公告

- 平成25年3月28日(木) 掲載
 - ・ 秋田魁新報(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)秋田向浜ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」を左記により縦覧に供します。また、説明会開催及び意見書の提出方法も併せてお知らせします。

一、事業者の名称 エコ・パワー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役社長 周布兼定
 事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六番一号
 TOC大崎ビルディング

事業者の名称 株式会社秋田ウインドパワー研究所
 代表者の氏名 代表取締役 眞鍋修一
 事務所の所在地 秋田県秋田市山王臨海町三丁三一

二、対象事業の名称
 (仮称)秋田向浜ウィンドファーム
 種類 風力発電所事業
 規模 発電所出力 最大三万キロワット
 風力発電機の台数 最大十基

三、対象事業実施区域 秋田県秋田市新屋町・向浜地先
 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
 秋田市

五、縦覧の場所・時間 秋田市本庁舎、西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、環境部庁舎、株式会社秋田ウインドパワー研究所(以上については土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで) 電子縦覧は次のウェブページにて実施します。
<http://www.eco-power.co.jp/assess/akita-mukahama1.html>

期間 平成二十五年三月二十八日(木)から
 平成二十五年四月三十日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、説明会開催時の会場に備え付ける意見書箱にご投函くださるか、平成二十五年五月十四日(火)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
 西部市民サービスセンター
 (秋田市新屋扇町一三―三四)
 四月十八日(木) 十八時より

八、問い合わせ先
 エコ・パワー株式会社 事業開発部
 〒一四一〇〇三二 東京都品川区大崎一丁目六番一号
 TOC大崎ビルディング一号楼五階
 電話 〇三(五四八七) 八五六〇(担当)金子

秋田県ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (木) 掲載

あきたの国あきたネット
あきた県民生活サポートセンター

[総合検索窓](#)
[Foreign language](#)
[音声読み上げソフト](#)

お知らせ情報
分野別で探す
各課別で探す

[県の観光ホームページ](#)
[観光情報](#)
[観光情報](#)
[観光情報](#)
[\(仮称\) 秋田県向浜ウィンドファーム事業に係る環境影響評価の概要](#)
[2015年3月28日 更新]

(仮称) 秋田県向浜ウィンドファーム事業に係る環境影響評価の概要

(仮称) 秋田県向浜ウィンドファーム事業について、環境影響評価法に基づき環境影響評価方法書が公表されましたので、お知らせします。
 環境影響評価方法書は、以下の表に示す掲載場所で見ることができますが、事業ウェブサイトにおいても公表されています。

事業名	(仮称) 秋田県向浜ウィンドファーム事業
事業者	エコー・パワー株式会社 株式会社秋田ウィンドパワー 研究所
事業の種類	電力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	秋田市新里町・向浜地区
所在地域	秋田市
事業の規模	最大30,000kW (2,000~3,000kW規模の発電機を最大10基設置)
公告日	平成 2 5 年 3 月 2 8 日
掲載期間	平成 2 5 年 3 月 2 8 日～4 月 3 0 日
掲載場所	秋田市庁舎、西部市民サービスセンター、 北部市民サービスセンター、田代市民サービスセンター、 雄物川市民サービスセンター、雄物川庁舎、 株式会社秋田ウィンドパワー 研究所
インターネットによる公表	事業ウェブサイト
意見提出期間	平成 2 5 年 5 月 1 4 日
意見数	
知事意見	
公告日	
掲載期間	
掲載場所	
説明会開催日・場所	
意見提出期間	
意見数	
公開情報開示日・場所	
知事意見	
公告日	
掲載期間	
掲載場所	
事業着手日	
事業完了時期 (予定)	
提出日	
公表方法等	

お問い合わせ
 生活環境部 環境政策課
 TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : hakanku@pref.akita.jp

秋田市ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 2 5 年 3 月 2 8 日 (木) 掲載

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧等について

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧等について

本市向浜地区に風力発電施設建設を計画しているエコ・パワー株式会社が、当該事業に係る環境影響評価(アセスメント)の方法等を記載した「環境影響評価方法書」の縦覧を下記のとおり実施しています。

- 1 書類名 (仮称)秋田向浜ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書
- 2 縦覧期間 平成25年3月28日(木)から4月30日(火)まで
- 3 縦覧場所 市本庁舎(市民談話コーナー)、西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、環境部庁舎
- 4 縦覧時間 各庁舎の開庁時間
- 5 説明会 住民説明会の開催を以下のとおり予定
・日時 平成25年4月18日(木)18時より
・会場 西部市民サービスセンター
- 6 その他 **事業者作成の広報文書** (PDFファイル、96 kB)
※PDFファイルの読み込みにはAcrobatReaderが必要です。
↓ AcrobatReaderのダウンロードはこちらからどうぞ


7 問合せ

エコ・パワー株式会社 事業開発部
住所 東京都品川区大崎一丁目6-1 TOC大崎ビルディング1号棟5階
TEL 03-5487-8500

※ また、秋田市環境部環境総務課でも問合せを受付けております。

秋田市環境部環境総務課
住所 011-0904 秋田市青内緑環三丁目24-3
TEL 018-803-0802
FAX 018-883-0630
E-Mail ro-evmn@city.akita.akita.jp

| [秋田市トップ](#) | [環境部](#) | [環境総務課](#) | 最終更新:2013.3.29

 Copyright (C)2008- 秋田県秋田市(Akita City, Akita, Japan)
 All Rights Reserved.
ro-evmn@city.akita.akita.jp

エコ・パワー株式会社（事業者）ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成25年3月28日（木） 掲載

2013年3月28日
エコ・パワー株式会社

（仮称）秋田向浜ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の公表及び縦覧・説明会について

「（仮称）秋田向浜ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法第七条の規定に基づき公表します。

※方法書は、2013年3月28日（木）～2013年4月30日（火）の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

※方法書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用（複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む）することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

<方法書>

[表紙・目次・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[要約書](#)

[環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式](#)

<方法書の縦覧>

縦覧場所：秋田市本庁舎、西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、
河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、
環境部庁舎、株式会社秋田ウインドパワー研究所

縦覧期間：2013年3月28日（木）から2013年4月30日（火）
＊土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

<方法書に係る説明会>

4月18日（木）18:00～20:00 西武市民サービスセンター

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発部 金子 電話：03-5487-8560

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

秋田市本庁舎 縦覧名簿

	お名前	ご住所
例	山田 太郎	〇〇市〇〇町
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

縦覧場所に用意した意見書（説明文書）

環境影響評価方法書への意見書の提出について

環境影響評価法第 8 条に基づき、方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面により意見書をご提出いただけます。

縦覧場所に備え付けの意見書様式、もしくは以下内容の記載事項を記入の上、下記送付先に郵送いただくか、説明会開催時の会場に備える意見書投函箱にご投函ください。

記載事項（意見書の例を別紙に添付いたします。）

- ① 意見書を提出される方のお名前およびご住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ② 方法書の名称（（仮称）秋田向浜ウインドファーム事業 環境影響評価方法書）
- ③ 環境の保全の見地からの意見およびその理由（日本語で記載してください。）

なお、意見書の提出期限は、2013 年 5 月 14 日（火）（郵送の場合は当日消印有効）です。

意見書送付先

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC大崎ビルディング 1 号棟
エコ・パワー（株） 事業開発部内
（仮称）秋田向浜ウインドファーム事業 環境影響評価方法書 意見受付係

お問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発部 金子 浩之
電話 03（5487）8560

縦覧場所に用意した意見書（様式）

「(仮称) 秋田向浜ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

ご 芳 名 _____

ご 住 所 _____

ご連絡先(電話番号) _____

ご意見とその理由

意見書送付先：〒141 - 0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC大崎ビルディング 1号棟
エコ・パワー（株） 事業開発部内

(仮称) 秋田向浜ウインドファーム事業 環境影響評価方法書 意見受付係
意見書の提出期限：2013年5月14日（火）（郵送の場合は当日消印有効）